

## 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針

### I 独立行政法人の抜本的見直しの背景

独立行政法人は、公共性の高い一定の事業について、国の事前関与を極力なくし、法人の自律性にゆだねることで業務の効率化を高めることを目指して設計され、平成13年に発足した制度である。政策の「企画」と「執行」を分離し、業務の専門性が高く一般的な行政組織とは別に事業を遂行することが必要な分野、あるいは運営費交付金制度等により機動的かつ柔軟な事業実施が求められる分野等について、国からの一定のガバナンスを保持しつつ国から独立した組織体が政策の執行をつかさどることは、より質の高い行政サービスの提供のために効果的なシステムといえる。

しかしながら、独立行政法人制度の発足に当たっては、政府の機能の一部を切り出し効率的に運営するために設立されたいわゆる「先行独法」と、その後、特殊法人等と行政との関係を再整理するため、特殊法人等から移行されたいわゆる「移行独法」とが併存することとなった。

当時は、それぞれの法人が担う業務の特性や実態はあまり着目されず、新法人の設立や組織面に議論が集中しがちであった。この結果、①様々な分野で様々な態様の業務を行っている法人をすべて一律の制度にはめ込むこととなり、また、②移行前の行政組織や特殊法人等における種々の業務が、十分な検証や整理がなされることなく新法人に引き継がれることになった面は否定できない。

行政サービスの水準向上を目的に発足した独立行政法人であったが、創設後約10年が経過し、必要のない事業の継続、不要な資産の保有など非効率な業務運営が温存される傾向にあることが指摘されているのは、以上のような問題を抱えていたことが大きな要因の一つと考えられる。

政府は、昨年来、事業仕分けの手法を用いて行政全般の刷新を強力に進めてきた。行政刷新の本旨は、行政本体のみならず独立行政法人など行政に関連する分野も含めた効率化を徹底し、より高度な行政サービスの提供を実現することにある。その際には、上述したこれまでの独立行政法人が内包してきた問題を踏まえた対応が不可欠であり、まず①事務・事業等の無駄を洗い出した上で、②制度・組織の見直し、とりわけガバナンスの在り方について検討を進めることが重要である。

すなわち、単に組織をどう移行させるか等の観点ではなく、まず、事務・事業自体の徹底的な見直しを行い、真に必要な事業か、独立行政法人が行うべき事業か等の観点から検証を行うことが前提である。その上で、独立行政法人が実施主

体となることがふさわしいと判断された事業について、重複等を排除しつつ、いかなる組織体がそれを担うことが適当かとの観点から独立行政法人組織の再編整理を行うとともに、その事業の目的、特性、財源等を踏まえて、最も適切なガバナンスの仕組みなどの制度設計を検討すべきである。

こうした考え方の下、独立行政法人の抜本改革の第一段階として、その業務の特性等を踏まえながら、すべての独立行政法人の全事務・事業及び全資産を精査し、今般「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」として講ずべき措置について取りまとめたところである。各法人及び主務府省においては、本基本方針に沿って自ら事務・事業の改革を着実に推進することが必要である。

本基本方針の着実な実施とともに、改革の第二段階として、同方針を踏まえた独立行政法人の制度・組織の見直しの検討を今後進めることとする。

独立行政法人改革は、行政と独立行政法人との関係の再整理を含め、「公」の新しい姿を構築するための改革である。かかる観点から、政府が一体となってこの改革に積極的に取り組んでいくこととする。

なお、独立行政法人の抜本的な見直しに当たって、独立行政法人の雇用問題に配慮する。

## II 事務・事業の見直しについて

独立行政法人のすべての事務・事業について、以下の基本的な考え方に基づき点検作業を進めてきており、各独立行政法人の事務・事業について講ずべき措置は、別表のとおりである。

### 1. 研究開発関係

- 国の政策に基づく研究開発を確実に実施するため、国の政策目的や優先度を踏まえて、研究開発テーマを重点化する。
- 複数の独立行政法人が類似の研究開発を行っている場合、事業の再編・統廃合等により重複排除を図り、重点的な研究開発を推進する。
- 資金配分先の選択が固定化しないようにするとともに、優先度に即して、より効率的・効果的なものに資金配分がなされるように、競争的資金制度の大きくくり化を図る。
- 国と独立行政法人がそれぞれ類似の競争的資金制度を有している場合、可能な限り、より効率的に実施できる体制の下で一元化する。
- 研究開発以外の業務に付随して行う調査研究について、主たる業務を行う上で必要不可欠なものに重点化する。

### 2. 金融関係

- 民間での実施や他の手段で代替できるなど、政策的意義が低下している金融関係事業は廃止する。
- 政策的意義が高く引き続き独立行政法人で実施すべきと考えられる金融関係事業については、リスク審査を強化するなどして、財務内容の健全化を進める。
- 債権管理・資金回収を強化する。
- 共済、年金及び保険については、資産運用管理を強化し、運用益の拡大や繰越欠損金の解消を図る。

### 3. 研修・試験関係

- 独立採算が可能で、民間でも実施能力のあるものについては、民間で行うものとする。また、独立行政法人で行うものについても、可能な限り、民間委託を推進する。その際、公的な位置付けが必要な試験については、その位置付けの維持に留意する。
- 自治体の権限に関連するもの、地域のニーズに応じてきめ細やかに実施すべきもの及び既に自治体が類似事業を実施しているものについては自治体への移管を図る。
- 実績の低い研修等は廃止するとともに、政策的意義について改めて検証し事業の重点化を図るなど、事業の効率化・重点化を推進する。

#### 4. 施設管理・運営関係

- 稼働率が低いもの、他に代替施設があるもの等、政策的意義が低いものは廃止する。
- 民間や自治体でも実施可能なものについては、独立行政法人は業務を行わない。

#### 5. 検査・分析関係

- 技術面等から民間で実施可能な定型的検査・分析等の業務については、公平・中立性を確保した上で、可能な限り民間で実施する。

#### 6. 病院関係

- 診療事業については、交付金対象事業を国の政策上特に必要と認められる分野に限定し、国費に頼らない形での実施を目指す。
- 管理部門の縮小、地域事務所の見直し、人員削減等により事務・間接部門の一層の効率化を図る。

#### 7. その他

##### ① 情報収集・提供

- 民間や他法人が類似の情報収集・提供業務を行っている場合には、事業の廃止や再編等により重複を排除する。

##### ② 交流・招へい

- 民間や他法人が類似の交流・招へい業務を行っている場合には、事業の廃止や再編等により重複を排除する。

##### ③ 助成・振興

- 事業の実施に当たっては、国が要件等を具体的に定めるとともに、政策的意義を十分検証し、事業規模を必要最小限とする。
- 中小企業やベンチャー企業等の研究開発に関し、その成功時の売上等に係る納付を前提として、独立行政法人が財投資金から調達して行う支援事業は原則として廃止する。

### Ⅲ 資産・運営の見直しについて

独立行政法人の資産・運営については、以下の取組を進める。また、各独立行政法人の資産・運営について個別に講ずべき措置は、別表のとおりである。

#### 1. 不要資産の国庫返納

- 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。
- 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。
- なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。

#### 2. 事務所等の見直し

- 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。
- 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。
- 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。
- 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。
- 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。

#### 3. 取引関係の見直し

##### ① 随意契約の見直し等

- 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき策定した随意契約等見直し計画を着

実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

- また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人（契約監視委員会）は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

## ② 契約に係る情報の公開

- 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。
- 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等（以下「関連法人」という。）に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。
- このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。

## ③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等

- 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約（競争入札における一者応札や企画競争における一者応募）等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。

## ④ 調達の見直し

- 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの削減を図る。特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。
  - ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。
  - イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。
  - ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。

- 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。
- 「公共サービス改革基本方針」（平成22年7月6日閣議決定）に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。

#### 4. 人件費・管理運営の適正化

##### ① 人件費の適正化

- 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。
- 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。
  - ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。
  - イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗よく状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。
  - ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。
- 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。
- 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。

##### ② 管理運営の適正化

- 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。
- 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。
- また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。

- 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。

## 5. 自己収入の拡大

- 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。
- また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。
- 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。

## 6. 事業の審査、評価

- 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。
- また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時（事前）、実施時（中間）、終了時（事後）の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。



(別表)

各独立行政法人について講ずべき措置

— 目次 —

(内閣府所管)

国立公文書館……………1  
 北方領土問題対策協会……………2  
 沖縄科学技術研究基盤整備機構……………3

(消費者庁所管)

国民生活センター……………5

(総務省所管)

情報通信研究機構……………7  
 統計センター……………9  
 平和祈念事業特別基金……………10  
 郵便貯金・簡易生命保険管理機構……………11

(外務省所管)

国際協力機構……………13  
 国際交流基金……………16

(財務省所管)

酒類総合研究所……………17  
 造幣局……………18  
 国立印刷局……………19  
 日本万国博覧会記念機構……………20

(文部科学省所管)

国立特別支援教育総合研究所……………21  
 大学入試センター……………22  
 国立青少年教育振興機構……………23  
 国立女性教育会館……………24  
 国立科学博物館……………25  
 物質・材料研究機構……………26  
 防災科学技術研究所……………27  
 放射線医学総合研究所……………28  
 国立美術館……………29  
 国立文化財機構……………30  
 教員研修センター……………31  
 科学技術振興機構……………32  
 日本学術振興会……………33  
 理化学研究所……………34  
 宇宙航空研究開発機構……………35  
 日本スポーツ振興センター……………36  
 日本芸術文化振興会……………37  
 日本学生支援機構……………38

海洋研究開発機構……………39  
 国立高等専門学校機構……………40  
 大学評価・学位授与機構……………41  
 国立大学財務・経営センター……………42  
 日本原子力研究開発機構……………43

(厚生労働省所管)

国立健康・栄養研究所……………45  
 労働安全衛生総合研究所……………46  
 勤労者退職金共済機構……………47  
 高齢・障害者雇用支援機構……………48  
 福祉医療機構……………49  
 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園……………50  
 労働政策研究・研修機構……………51  
 雇用・能力開発機構……………52  
 労働者健康福祉機構……………53  
 国立病院機構……………54  
 医薬品医療機器総合機構……………55  
 医薬基盤研究所……………56  
 年金・健康保険福祉施設整理機構……………58  
 年金積立金管理運用独立行政法人……………59  
 国立がん研究センター……………60  
 国立循環器病研究センター……………61  
 国立精神・神経医療研究センター……………62  
 国立国際医療研究センター……………63  
 国立成育医療研究センター……………64  
 国立長寿医療研究センター……………65

(農林水産省所管)

農林水産消費安全技術センター……………67  
 種苗管理センター……………68  
 家畜改良センター……………69  
 水産大学校……………70  
 農業・食品産業技術総合研究機構……………71  
 農業生物資源研究所……………73  
 農業環境技術研究所……………74  
 国際農林水産業研究センター……………75  
 森林総合研究所……………76  
 水産総合研究センター……………77  
 農畜産業振興機構……………78  
 農業者年金基金……………79  
 農林漁業信用基金……………80

(経済産業省所管)

経済産業研究所……………81  
 工業所有権情報・研修館……………82  
 日本貿易保険……………83  
 産業技術総合研究所……………84  
 製品評価技術基盤機構……………85  
 新エネルギー・産業技術総合開発機構……………86  
 日本貿易振興機構……………88  
 原子力安全基盤機構……………90  
 情報処理推進機構……………91  
 石油天然ガス・金属鉱物資源機構……………92  
 中小企業基盤整備機構……………94

(国土交通省所管)

土木研究所……………97  
 建築研究所……………98  
 交通安全環境研究所……………99  
 海上技術安全研究所……………100  
 港湾空港技術研究所……………101  
 電子航法研究所……………102  
 航海訓練所……………103  
 海技教育機構……………104  
 航空大学校……………105  
 自動車検査独立行政法人……………106  
 鉄道建設・運輸施設整備支援機構……………107  
 国際観光振興機構……………108  
 水資源機構……………109  
 自動車事故対策機構……………110  
 空港周辺整備機構……………111  
 海上災害防止センター……………112  
 都市再生機構……………113  
 奄美群島振興開発基金……………115  
 日本高速道路保有・債務返済機構……………116  
 住宅金融支援機構……………117

(環境省所管)

国立環境研究所……………119  
 環境再生保全機構……………120

(防衛省所管)

駐留軍等労働者労務管理機構……………121

## 【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 調査研究	国の生活習慣病対策等の施策に資する研究テーマへの重点化による業務の縮減等	22年度から実施	国の生活習慣病対策等の施策については、より効果的な反映が見込まれる研究に重点化し、研究能力向上のための創造的研究については、廃止する。 民間団体、大学、地方公共団体、他府省等における調査研究との相互補完を図る観点から、重複・類似する研究を排除するとともに、研究所が実施する研究について他の研究機関との連携の在り方について検討する。
	自己収入の拡大	23年度から実施	業務の実施に当たっては、例えば、研究資金の2分の1以上を競争的研究資金によって獲得するなど目標を設定し、計画的な競争的研究資金の獲得、民間企業からの受託研究の増加等による自己収入の拡大に努める。
02 健康増進法に基づく業務	収去食品の試験について、業務の効率的な実施の観点から民間登録試験機関での試験を導入	23年度から実施	試験業務については、現在、民間登録試験機関により実施している表示許可試験に加え、収去食品の試験（表示と内容成分が一致しているか等の検査・確認）についても、民間登録試験機関が当該業務を実施できるよう標準的な試験手順等について検討を進め、速やかに導入する。これにより、法人の業務を精度維持・管理、検査方法の標準化等に重点化する。
	受益者負担の見直し	23年度から実施	表示許可試験における手数料額については、コストに見合った水準に是正する。
03 国際協力、産学連携等対外的な業務	業務の効率化	22年度から実施	政府関係部局等との連携を強め、業務の効率化を図る。
04 栄養情報担当者（NR）制度	民間の第三者機関で実施（法人での実施を廃止）	22年度から実施	既存の資格取得者の取扱い等について検討の上、本法人の業務としては廃止し、速やかに民間の第三者機関に移管する。

## 【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
05 組織体制の整備	業務廃止に伴う要員の合理化	23年度から実施	収去食品の試験業務における民間登録試験機関での試験導入及び栄養情報担当者（NR）制度の業務廃止に伴う要員の見直しを行う。

## 【事務・事業の見直し】

事業	取組むべき措置	実施時期	具体的内容
01 労働安全衛生に関する調査研究	政策実現に資する研究テーマへの重点化による業務の縮減等	23年度から実施	調査研究については、労災病院の臨床研究データ等の活用、労働現場の積極的訪問等を通じた現場の喫緊の課題への重点化等により研究の効率化を図り、業務を縮減する。具体的には、調査研究業務について、外部評価者を活用する方法により業務内容を厳選する。
		22年度から実施	他の研究機関が行う業務との重複を排除するとともに、より効果的・効率的な調査研究を実施する観点から、それらの機関との連携の在り方について検討する。
	自己収入の拡大	23年度から実施	競争的研究資金の獲得額の向上に向け、例えば、研究資金の3分の1以上を競争的研究資金によって獲得するなどの目標を設定し、自己収入の拡大に努める。
		22年度から実施	研究施設・設備の有償貸与等により自己収入の拡大に努める。

厚生労働省	勤労者退職金共済機構
-------	------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 退職金共済事業	業務の一元化、共通化による効率化	22年度から実施	法人全体の資産運用業務及びシステム管理業務の一元化を確実にを行い、コスト削減を図る。
		23年度中に実施	清酒製造業退職金共済及び林業退職金共済の業務運営の一体化を進め、コスト削減を図る。
	未請求退職金の発生防止	22年度から実施	受給資格を有するにもかかわらず未請求となっている退職金を確実に支給していくための取組を更に強化する。 ・退職後の早期住所把握（6か月後から3か月後）を行う。 ・住基ネットの活用を検討する。
	効果的な加入促進	23年度以降実施	共済制度の基盤強化のため、更に効果的な加入促進を図る。 ・大都市等での勧誘を強化する。 ・高い加入実績を得ている団体を積極的に活用するとともに、今後の新規拡大が見込まれる分野の業界団体への委託等を検討する。 ・相談コーナーを削減（8か所から2か所）するとともに、コールセンター化を検討する。
02 勤労者財産形成促進業務	雇用・能力開発機構からの業務移管	23年度中に実施	利用件数が減少している状況等を踏まえ、財形教育融資業務（貸付業務）については廃止する。財形住宅融資業務については雇用・能力開発機構から引き継ぐ。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
03	不要資産の国庫返納	22年度中に実施	越谷職員宿舎
04			松戸職員宿舎
05	保有資産の見直し	23年度以降実施	本部ビル（別館を含む）については、建物の耐用年数（耐用年数50年。現在42年経過）が経過した時点（それ以前であっても移転、売却が合理的となればその時点）で本部を移転し、土地を売却する。
06	組織体制の整備	23年度中に実施	適格退職年金からの移行業務の終了時に、担当組織を廃止する。また、管理部門のスリム化を図る。
07	業務運営の効率化等	22年度から実施	累積欠損金の確実な解消
08	業務運営の効率化等	22年度から実施	予定運用利回りの的確な変更
09		23年度中に実施	資産運用の透明性を確保
			累積欠損金の確実な解消を図るとともに、必要に応じて、各退職金共済事業の予定運用利回りを的確に変更する。 各退職金共済事業の予定運用利回りについては、毎年度の運用利回りの実績との乖離を明らかにした上で、必要に応じて、的確に変更する。 基本ポートフォリオ等に関するALM研究会、資産運用検討委員会、資産運用評価委員会の会議資料や議事要旨の公表等により、透明性の向上を図る。

厚生労働省	高齢・障害者雇用支援機構
-------	--------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	見直し措置	実施時期	具体的内容
01 高齢者雇用支援業務	業務の見直し	23年度から実施	65歳までの雇用確保措置の義務付けが完全実施される平成25年度以降については、高齢者雇用の在り方についての検討状況等を踏まえ、現行の枠組みによる実施方法が合理的かつ効果的・効率的かという観点から検討し、平成24年度中に結論を得る。
02 高齢者雇用に関する事業主等に対する援助業務	援助対象を小規模企業に重点化し、業務を縮減	23年度から実施	65歳までの雇用確保措置の導入や定着の推進のための相談業務については、対象を小規模企業へ重点化し、効果的かつ効率的な事業手法に転換を図る。
03 障害者職業センターの設置運営等	地域障害者職業センター業務等を縮減し、一層の効率化	22年度から実施	地域障害者職業センターの事務集約化により管理部門を縮減する。 当該センターで行う職業リハビリテーションサービスの対象者は、地域の就労支援機関では対応困難な障害者に重点化する。
		23年度から実施	障害者雇用納付金関係業務等の地方業務については、委託方式を廃止し、地域障害者職業センターを活用する方法で実施する。また、当該センターの従来業務と併せて効率化を図るとともに、地方業務の円滑かつ効率的な実施を徹底する。
		22年度から実施	障害者職業能力開発校の運営については、職業的重度障害者（とりわけ精神障害者や発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者）に対する先導的な職業訓練に重点化する。
04 障害者雇用納付金の徴収及び調整金・報奨金、助成金の支給	支給事務に係る総コスト削減	23年度から実施	都道府県雇用開発協会への委託を取りやめ、業務の実施に当たり、総コストの削減及び業務の効率化を図る。
05 障害者雇用に関する相談援助、啓発事業等	啓発事務の重点化による業務の縮減	23年度から実施	事業の実施状況や実施主体等を更に検討し、一層の効率化を図ることにより、業務を縮減する。
06 職業能力開発業務（職業訓練業務）	雇用・能力開発機構からの業務移管	23年度中に実施	職業能力開発促進センター、職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校は、雇用・能力開発機構から引き継ぐ。
		24年度中に実施	職業能力開発総合大学校については、相模原校を廃止し、附属校である東京校（小平市）へ集約する。
07 【暫定業務】雇用促進住宅業務	雇用・能力開発機構からの業務移管	23年度中に実施	雇用促進住宅の譲渡・廃止業務及び管理運営業務は、雇用・能力開発機構から引き継ぐ（平成33年度までに処理を完了する。）。

【資産・運営等の見直し】

	見直し措置	実施時期	具体的内容
08 不要資産の国庫返納	石川障害者職業センター跡地、旧三重障害者職業センター	23年度中に実施	石川障害者職業センター跡地及び旧三重障害者職業センターを国庫納付する。
	岩手1号職員宿舍、富士見職員宿舍	23年度以降実施	岩手1号職員宿舍及び富士見職員宿舍については、職員の退去後、速やかに国庫納付する。
10 事務所等の見直し	東京本部を廃止し、現存する幕張本部に機能を移転	23年度以降実施	雇用・能力開発機構の廃止法の施行後に本部を移転し、速やかに集約化を図る。

厚生労働省	福祉医療機構
-------	--------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 福祉貸付事業	業務の効率化	23年度から実施	利用者サービスの更なる向上のための具体的な取組目標（資金貸付け時の審査期間短縮、申請書類の簡素化等の効率化、融資体制の見直し等）、業務効率化に係る一層の取組目標を中期計画等に明示する。さらに、福祉貸付事業及び医療貸付事業については、福祉医療政策の動向や金融経済環境を注視しつつ、業務や組織の在り方を検討する。
02 医療貸付事業			
03 福祉医療経営指導事業	民間と競合する業務を廃止	22年度から実施	民間コンサルタント会社等で実施されている経営セミナー等の動向等を調査し、業務の重複の有無を把握した上で、平成22年度内に見直し案をまとめ、民間と競合する業務については廃止する。
		23年度から実施	病院・医療経営指導のノウハウについては、民間へ普及を行うことを検討する。
04 福祉保健医療情報サービス（WAMNET事業）	事業の一部廃止	23年度から実施	国と重複する行政情報及び民間と競合する情報に係る提供業務は廃止するとともに、本法人が提供する情報サービスは、基幹的な福祉医療情報（ケアマネージャーの業務に必要な介護事業情報等業務）に限定することにより、事業規模を縮減する。
05 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業	廃止	22年度から実施	事業を廃止することとし、十分な代替措置の検討を早急に進め、具体的な工程表を平成22年度中に作成するとともに、現行制度における貸付限度の引下げ等による事業規模の縮減方針を年内に取りまとめる。
06 社会福祉振興助成事業	業務の限定	23年度から実施	政策動向や国民ニーズを踏まえ、NPO等が行う活動への支援については、国、地方等との役割分担に従って、国が助成対象テーマを示すなど国として行うべきものに限定するとともに、事業の採択時には外部評価者を活用するなど事業の厳選を図る。
07 退職手当共済事業	管理コストの効率化	22年度から実施	利用者ニーズ等も踏まえ、継続的にコスト削減等の効率化を図る。
08 心身障害者扶養保険事業	管理コストの効率化	22年度から実施	利用者ニーズ等も踏まえ、継続的にコスト削減等の効率化を図る。
09 【経過業務】承継年金住宅融資等債権管理回収業務	管理コストの効率化	22年度から実施	利用者ニーズ等も踏まえ、継続的に業務縮小に伴う人員削減等の効率化を図る。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	
10	不要資産の国庫返納	長寿・子育て・障害者基金事業基金、戸塚宿舎	22年度中に実施	長寿・子育て・障害者基金事業基金（2787億円）及び戸塚宿舎を国庫納付する。
11		公庫総合運動場、宝塚宿舎ほか	23年度中に実施	公庫総合運動場、宝塚宿舎ほかを国庫納付する。
12		東久留米宿舎、小金井宿舎ほか	24年度以降実施	東久留米宿舎、小金井宿舎ほかを国庫納付する。
13		政府出資金等	23年度以降実施	業務廃止後、年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定の不要資産（約58億円）を国庫納付する。
14	組織体制の整備	大阪事務所管理部門の廃止	22年度中に実施	大阪支店事務所の管理部門を廃止し、事務所スペースを削減する。

## 【事務・事業の見直し】

事務・事業	見直し措置	実施時期	具体的内容
01 施設の設置・運営	人員削減等による効率化	22年度から実施	施設利用者の減少に伴う人員削減等による効率化を図る。
02 調査、研究及び情報の提供			
03 養成及び研修			
04 援助及び助言			



厚生労働省	労働政策研究・研修機構
-------	-------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 労働政策研究、情報の収集・整理	総合的職業情報データベース（キャリアマトリックス）の廃止	23年度から実施	総合的職業情報データベース（キャリアマトリックス）業務を廃止する。
	労働政策に資する研究テーマへの重点化、業務の縮減	23年度から実施	労働政策研究業務については、民間企業、大学等の政策研究機関における研究との重複排除の観点から、労働政策に貢献する内容に重点化するとともに、自主研究を厳選することで、研究の効率化を図り業務を縮減する。
02 成果普及等	一部業務の廃止及び縮減	23年度から実施	高校生への就職関係副読本及び労働関係図書・論文表彰の賞金を廃止する。また、その他の業務についても、労働教育講座に係る委託業務の廃止、報告書等の印刷数削減、配布先削減等により、業務の縮減を図る。
	出版物等の販売促進	23年度から実施	例えば、出版物等の成果物の販売促進等については、前年度比で1割以上販売を増加するなどの目標を設定し、自己収入の拡大に努める。
03 労働行政担当職員研修（労働大学校）	事業規模は縮減した上で、国が実施	23年度以降実施	労働大学校については、研修の質の維持向上を図りつつ、規模を縮減の上、国が実施する。その際、都道府県労働局で実施可能な研修については、都道府県労働局に移管する。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
04 不要資産の国庫返納	政府出資金	23年度中に実施	一般勤定及び雇用勤定における不要資産（約3億円）を国庫納付する。
05 事務所等の見直し	霞ヶ関事務所	22年度中に実施	霞ヶ関事務所を廃止する。
06 保有資産の見直し	労働行政担当職員研修（労働大学校）に係る土地建物の国庫納付	23年度以降実施	労働行政担当職員研修（労働大学校）に係る土地建物については、労働大学校の国への移管に併せて国庫納付する。

## 【事務・事業の見直し】

	行へる措置	実施時期	具体的内容
01	職業能力開発業務（職業訓練業務）	高年齢・障害・求職者雇用支援機構への職業能力開発業務の移管	23年度中に実施 職業能力開発促進センター、職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校（ポリテクセンター等）は、高年齢・障害・求職者雇用支援機構へ移管する。
		ポリテクセンター等の都道府県への譲渡の推進	24年度中に実施 職業能力開発総合大学校については、相模原校を廃止し、附属校である東京校（小平市）へ集約する。
		地域職業訓練センター等の都道府県への譲渡の推進	22年度から実施 ポリテクセンター等については、平成24年度までの間、受入条件が整う都道府県への譲渡を集中的に推進する。
		地域職業訓練センター等の自治体への譲渡又は廃止	22年度中に実施 地域職業訓練センター及びコンピュータ・カレッジの業務を自治体へ譲渡又は廃止する。
02	雇用管理に関する業務（助成金支給業務）	国に移管	23年度中に実施 雇用管理に関する業務（助成金支給業務）については、都道府県労働局（国）に移管する。
03	勤労者財産形成促進業務	廃止及び勤労者退職金共済機構への業務移管	23年度中に実施 利用件数が減少している状況等を踏まえ、財形教育融資業務（貸付業務）については廃止する。財形住宅融資業務については勤労者退職金共済機構へ移管する。
04	【暫定業務】雇用促進住宅業務	高年齢・障害・求職者雇用支援機構への業務移管	23年度中に実施 雇用促進住宅の譲渡・廃止業務及び管理運営業務を高年齢・障害・求職者雇用支援機構に移管する（平成33年度までに処理を完了する。）。)

## 【資産・運営等の見直し】

	行へる措置	実施時期	具体的内容	
05	不要資産の国庫返納	雇用促進住宅利益剰余金	23年度中に実施 雇用促進住宅の運営に係る利益剰余金（平成21年度末約576億円）については、平成23年度当初に必要な資金額を算出することにより、早急に納付額を確定し、国庫納付する。 なお、国庫納付に伴い、業務の効率化等あらゆる努力を行っても、なお将来事業に必要な資金が不足した場合には、必要な措置を講ずる。	
06		国際能力開発支援センター剰余金等	23年度中に実施 国際能力開発支援センターの廃止に伴い、運営委託契約の精算業務を行い、委託先に留保されていた剰余金等（平成21年度末約5億円）については早急に引渡額を確定し、国庫納付する。	
07		国際能力開発支援センターほか	22年度中に実施 国際能力開発支援センターほかを国庫納付する。	
08		佐賀職業能力開発促進センター本庄職員宿舎ほか	23年度以降実施 佐賀職業能力開発促進センター本庄職員宿舎ほかを国庫納付する。	
09		雇用促進住宅	33年度までに実施 雇用促進住宅を国庫納付する（保有数1,429住宅）。	
10		職業能力開発総合大学校（相模原校）	25年度以降実施 職業能力開発総合大学校（相模原校）の敷地を売却し、国庫納付する。	
11		雇用促進住宅の処分	33年度までに実施 雇用促進住宅を順次処分し、国庫納付する（保有数1,429住宅）。	
12		保有資産の見直し	保有宿舎の廃止	22年度以降実施 すべての宿舎について整理を進め、平成23年度末までに、設立時の宿舎数に比して4割を超える宿舎を廃止する。木造（戸建て）宿舎は、原則として廃止する。
13		職業能力開発総合大学校（相模原校）	25年度以降実施 職業能力開発総合大学校（相模原校）を廃止し、売却する。	
14		法人の廃止	雇用・能力開発機構の廃止	23年度中に実施 雇用・能力開発機構については、平成23年4月1日に廃止する。

厚生労働省	労働者健康福祉機構
-------	-----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 労災病院業務等	(病院等業務) 診療連携の構築等、病院等業務の効率化、業務及び施設の一部廃止	22年度から実施	病院ごとに、政策医療・地域医療事情、経営状況等を総合的に検証し、その結果を公表し、病床数の適正化を含めた必要な措置を講ずる。また、病院単位での国立病院との診療連携の構築や国立病院を含む他の公的病院との再編等についても広く検討し、病院配置の再編等を含む総合的な検討について、厚生労働省として前倒して早期に取りまとめる。
		23年度から実施	労災リハビリテーション作業所は現入居者の退所先を確保しつつ順次廃止する。
		22年度から実施	経費の縮減、事業規模の見直しなど経営改善のための具体的な取組を推進し、運営費交付金を縮減する。
	(地方組織) 産業保健推進センター業務等の縮減 助成金事業の廃止	22年度から実施	産業保健推進センターの3分の2を上回る統合合（ブロック化）、業務の縮減並びに管理部門等の集約化及び効率化を図る。当該センターの業務は、専門的・実践的な研修・助言等の業務に特化し、窓口を設置しての相談業務を廃止する。
		24年度末までに廃止	小規模事業場産業保健活動支援促進助成金事業及び自発的健康診断受診支援助成金事業を廃止する。
02 未払賃金の立替払事業	管理コストの効率化	22年度から実施	企業の倒産に当たっての雇用者の未払賃金の立替払業務について、更なる業務の効率化を図る。立替払後の事業主等への求償については、求償権行使の周知徹底や裁判所への債権届出等必要な処理を速やかに行い、適切かつ厳格な債権回収を図る。
03 納骨堂業務	業務内容の改善	22年度から実施	産業殉職者の遺族等に配慮しつつ、業務改善に努める。
04 【経過業務】労働安全衛生融資等の貸付金回収業務	適切な債権管理	22年度から実施	貸付債権を適切に管理し、確実な回収に努める。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
05	不要資産の国庫返納	22年度中に実施	労災リハビリテーション北海道作業所職員宿舍、水上荘、恵那荘ほかを国庫納付する。
06		24年度以降実施	労災リハビリテーション宮城作業所職員宿舍ほかを国庫納付する。
07 職員宿舍の見直し	宿舍料の適正化	23年度中に実施	適切な水準となるように宿舍使用料の見直しを行う。
08 取引関係の見直し	調達効率化	22年度から実施	後発医薬品の積極的な導入、医療機器の共同購入の拡大等により購入金額を縮減する。
09 業務運営の効率化	繰越欠損金の解消	22年度から実施	繰越欠損金の解消に向けた抜本的な改革を検討し、投資の効率化、人件費の削減その他の必要な措置を講ずることにより、平成28年度までを目途に繰越欠損金を解消する。

厚生労働省	国立病院機構
-------	--------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	見直し措置	実施時期	具体的内容
01 診療事業	診療連携の構築等、拠出金比率の引下げ、ブロック事務所の廃止を前提とした合理化スケジュールの公表	22年度から実施	病院ごとに、政策医療・地域医療事情、経営状況等を総合的に検証し、その結果を公表し、病床数の適正化を含めた必要な措置を講ずる。また、病院単位での労災病院との診療連携の構築や労災病院を含む他の公的病院との再編等についても広く検討する。 また、ブロック事務所については、平成22年度末を目途に、廃止した場合の課題等を整理した上で、廃止を前提とした合理化のスケジュールを公表し、着実に実施する。 診療情報データベースの早期確立及び民間を含めた利用促進を図る。
02 臨床研究事業			
03 教育研修事業		23年度中に実施	診療事業に関する運営費交付金については、その使途を国の政策上特に体制確保が求められる医療のための費用に限定することにより縮減する。 長期債務の共同負担等のための各病院からの拠出金比率を3%から2.4%へ引き下げる。

【資産・運営等の見直し】

	見直し措置	実施時期	具体的内容
04 不要資産の国庫返納	旧十勝療養所跡地ほか	22年度中に実施	旧十勝療養所跡地ほかを国庫納付する。
05 取引関係の見直し	契約の見直し	22年度から実施	原則として一般競争入札とする。また、一者応札・一者応募となった契約については、個々に点検・見直しを実施する。 共同入札で購入する医薬品リストの見直し、共同入札対象とする医療機器の機種拡大等に取り組み、引き続き診療事業等に要するコストの削減を図る。
06	拠出金比率の引下げ	23年度中に実施	長期債務の共同負担等のための各病院からの拠出金比率を3%から2.4%へ引き下げる。
07 業務運営の効率化等	事務・事業の効率化等	22年度から実施	長期債務残高の存在や老朽化する病院施設、医療機器設備の更新等に要する資金需要等にかんがみ、計画的に投資を進めるなど、事務事業の更なる効率化を図る。 また、十分な説明責任を果たすため、早急にガバナンスを強化する。

厚生労働省	医薬品医療機器総合機構
-------	-------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 健康被害救済業務	更なる効率化	22年度から実施	適切な人員配置等による管理運営費の見直し等により、更なる効率化を図る。
02 審査関連業務	ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの解消	22年度から実施	ドラッグ・ラグは平成23年度までに、デバイス・ラグは平成25年度までに解消するとの目標に向け、主要業務への重点化に注力するとともに、具体的戦略として審査の迅速化・質の向上に係る年度別の達成目標及び工程表（アクション・プラン）を作成する。また、毎年度、その進捗状況について評価・検証等を行い、確実に実施する。
	ガバナンスの抜本的な改革・強化	22年度から実施	厚生労働省からの出向者の削減等によるガバナンスの確保に努めるとともに、業務上の課題の解決に向けた取組に当たっては、最少限の人員増加、適切な人員配置を行った上で、成果について検証するなどPDCAサイクルによる適切な業務改善を行う。
03 安全対策業務			

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
04 人事管理の見直し	国からの現役出向者の削減	22年度から実施	国からの現役出向者を削減し、課長級以上の職員に占めるプロパー職員の割合を4年以内に50%以上とする。
05	相談体制の見直し	22年度から実施	新医薬品・医療機器の審査の迅速化に資するために必要な相談を充実させつつ、現在の相談体制を見直す。
06 組織体制の整備	審査関連業務、安全対策業務の業務拡充	22年度中に実施	ドラッグ・ラグ及びデバイス・ラグの解消に向け、効率的な人材確保に注力するなど審査関連業務等を拡充する。
07	研修の強化	22年度中に実施	ドラッグ・ラグ及びデバイス・ラグを解消するために、人材育成のための研修を強化する。

厚生労働省	医薬基盤研究所
-------	---------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 基盤的技術研究	大学、民間研究機関等との役割分担の徹底、重複研究の排除による事業規模の縮減等	22年度から実施	大学、民間、地方公共団体、他府省の研究機関との役割分担を徹底し、国の政策課題の解決などに特化して、①難病治療等の基盤研究、②医薬品等の毒性等評価系構築の基盤研究、③次世代ワクチンの研究開発の3事業に重点化する。また、ワクチン研究は、重要性が高まっているワクチンの薬物の作用を増強するための研究へ特化し、毒性の評価研究は、iPS細胞を肝細胞に分化させる手法を用いた研究に特化するなど業務を縮減する。 研究資金の獲得に当たっては、研究内容、研究方針との整合性等を明確化することにより重複研究を排除し、研究の効率性向上を図る。 単独研究については、本法人の技術及び設備の観点から当該法人の特徴がいかせる分野に特化し、研究を厳選する。 共同研究については、技術及び設備を踏まえ、本法人が研究の中核となる研究に特化する。 より効果的・効率的な研究を実施する観点から、他の機関との連携の在り方について検討する。
		23年度から実施	代謝疾患関連の難病治療研究については、研究対象を神経変性疾患等に重点化するなどの見直しを図り、業務の縮減に努める。
02 生物資源研究	大学、民間研究機関等との役割分担の徹底、重複研究の排除による事業規模の縮減等	22年度から実施	大学、民間、地方公共団体、他府省の研究機関との役割分担を徹底し、国の政策課題の解決などに特化して、研究分野を重点化しつつ、難病以外のDNAバンクの廃止等により業務を縮減する。 研究資金の獲得に当たっては、研究内容、研究方針との整合性等を明確化することにより重複研究を排除し、研究の効率性向上を図る。 難病・疾患資源研究や細胞培養研究事業については、類似する研究機関との役割分担を明確化し、重複研究を排除する。 より効果的・効率的な研究を実施する観点から、他の機関との連携の在り方について検討する。
		22年度から実施	細胞培養・分譲事業については、コストに見合った適正価格での分譲を行い、自己収入を拡大する。
	自己収入の拡大	23年度から実施	関係法人と共同で実施しているバンク事業については、本法人が実施し、自己収入の拡大を図るスキームを構築する。
03 基礎的研究推進事業	国で実施	23年度から実施	厚生労働省、特定法人との関係、厚生労働省科学研究費等との関係の見直しを行った上、国で実施する。
04 実用化研究支援事業	事業の廃止、納付金の国庫納付	23年度から実施	事業を廃止する。ただし、委託金交付先からの納付金回収が終了するまで経過業務は継続する。 既存の委託研究については、今後、研究成果が生じた場合に、委託先からの納付金を国庫納付する。
05 希少疾病用医薬品等開発振興事業	国で実施	23年度から実施	国による実施スキームを構築する。
06 【経過業務】承継事業	事業の廃止	35年度までに実施	事業を廃止する。ただし、既出融資の回収が終了するまで経過業務は継続する。 業務縮小に伴う債権の回収・管理業務の効率化を図る。

【資産・運営等の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
07 不要資産の国庫返納	政府出資金（開発振興勘定）	23年度中に実施	開発振興勘定における投資有価証券及び長期性預金（約25億円）を国庫納付する。
	政府出資金（承継勘定）	23年度以降実施	承継勘定における長期財政融資資金預託金及び投資有価証券（約48億円）については、早急に返納額を確定した上で一部を国庫納付する。

09	不要資産の国庫返納	薬用植物資源研究センター筑波研究部 和歌山ほ場（一部）	22年度中に実施	薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山ほ場のうち、地方自治体に売却した土地の売却額を国庫納付する。
10		薬用植物資源研究センター筑波研究部 和歌山ほ場（その他）	24年度以降実施	薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山ほ場のうち、売却済み以外の土地を国庫納付する。
11	組織体制の整備	事業の審査及び評価	23年度から実施	案件の選定や事後評価等の際し、第三者委員会による外部評価を適切に反映し、手続の更なる透明化、案件の重点化を図る。

厚生労働省	年金・健康保険福祉施設整理機構
-------	-----------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 厚生年金病院・社会保険病院の取扱い	病院の計画的な整理	22年度中に実施	病院については、早期の計画的整理完了に向けて適切に事業を推進する。
	業務の効率化	22年度から実施	オフィスの縮小、コストの縮減等により、一層の業務の効率化を図る。

【資産・運営等の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
02 事務所等の見直し	サテライトオフィス	23年度以降実施	サテライトオフィス（東京）を廃止する。



厚生労働省	年金積立金管理運用独立行政法人
-------	-----------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 年金積立金の管理・運用	年金積立金の適切な運用及び運用実績の適切な開示	22年度から実施	株式及び債券の自主運用等におけるリスク分散等について、年金積立金の管理・運営の在り方を検討するために設置された運用委員会の意見を活用しつつ、適切な管理運用を推進し、運用実績の適切な開示を図る。
	業務の効率化	22年度から実施	コストの縮減等により、一層の業務の効率化を図る。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	
02	不要資産の国庫返納	日野職員宿舎	23年度中に実施	日野職員宿舎を国庫納付する。
03		行徳職員宿舎	24年度中に実施	行徳職員宿舎を国庫納付する。
04	組織体制の整備	監査機能の強化	22年度中に実施	監査内容の充実、金融実務経験者の監事への採用等により監査機能の強化を図る。
05	業務運営の効率化等	内部統制の徹底	22年度中に実施	職員の研修、管理の強化等により、内部統制を徹底する。

厚生労働省	国立がん研究センター
-------	------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 研究事業	業務運営の効率化	22年度から実施	<p>組織内の企画立案機能、調整機能、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築するために以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務部門について、効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行う。</li> <li>・業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。</li> <li>・一般管理費（退職手当を除く。）を一層節減する。</li> </ul>
02 臨床研究事業			
03 診療事業			
04 教育研修事業			
05 情報発信事業			
06 一般管理費			

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
07	内部統制の強化	22年度から実施	法令遵守（コンプライアンス）の観点から、監査室を設置し、内部監査を実施する。
08	業務運営の効率化等 取引関係の見直し	22年度から実施	<p>原則として一般競争入札とする。また、やむを得ず随意契約となる場合は、「随意契約見直し計画（改訂）」を踏まえた適正化を図り、その取組情報を公表する。</p> <p>なお、契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議する。</p>

厚生労働省	国立循環器病研究センター
-------	--------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講すべき措置	実施時期	具体的内容
01 研究事業	業務運営の効率化	22年度から実施	<p>組織内の企画立案機能、調整機能、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築するために以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務部門について、効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行う。</li> <li>・業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。</li> <li>・一般管理費（退職手当を除く。）を一層節減する。</li> </ul>
02 臨床研究事業			
03 診療事業			
04 教育研修事業			
05 情報発信事業			
06 一般管理費			

【資産・運営等の見直し】

	講すべき措置	実施時期	具体的内容
07	内部統制の強化	22年度から実施	法令遵守（コンプライアンス）の観点から、監査室を設置し、内部監査を実施する。
08	業務運営の効率化等 取引関係の見直し	22年度から実施	<p>原則として一般競争入札とする。また、やむを得ず随意契約となる場合は、「随意契約見直し計画（改訂）」を踏まえた適正化を図り、その取組情報を公表する。</p> <p>なお、契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議する。</p>

## 【事務・事業の見直し】

事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 研究事業	業務運営の効率化	22年度から実施	<p>組織内の企画立案機能、調整機能、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築するために以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務部門について、効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行う。</li> <li>・業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。</li> <li>・一般管理費（退職手当を除く。）を一層節減する。</li> </ul>
02 臨床研究事業			
03 診療事業			
04 教育研修事業			
05 情報発信事業			
06 一般管理費			

## 【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
07	内部統制の強化	22年度から実施	法令遵守（コンプライアンス）の観点から、監査室を設置し、内部監査を実施する。
08	業務運営の効率化等 取引関係の見直し	22年度から実施	<p>原則として一般競争入札とする。また、やむを得ず随意契約となる場合は、「随意契約見直し計画（改訂）」を踏まえた適正化を図り、その取組情報を公表する。</p> <p>なお、契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議する。</p>

厚生労働省	国立国際医療研究センター
-------	--------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 研究事業	業務運営の効率化	22年度から実施	<p>組織内の企画立案機能、調整機能、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築するために以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務部門について、効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行う。</li> <li>・業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。</li> <li>・一般管理費（退職手当を除く。）を一層節減する。</li> </ul>
02 臨床研究事業			
03 診療事業			
04 教育研修事業			
05 情報発信事業			
06 国際協力事業			
07 看護大学校事業			
08 一般管理費			

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
09	内部統制の強化	22年度から実施	法令遵守（コンプライアンス）の観点から、監査室を設置し、内部監査を実施する。
10	業務運営の効率化等 取引関係の見直し	22年度から実施	<p>原則として一般競争入札とする。また、やむを得ず随意契約となる場合は、「随意契約見直し計画（改訂）」を踏まえた適正化を図り、その取組情報を公表する。</p> <p>なお、契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議する。</p>

厚生労働省	国立成育医療研究センター
-------	--------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 研究事業	業務運営の効率化	22年度から実施	<p>組織内の企画立案機能、調整機能、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築するために以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務部門について、効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行う。</li> <li>・業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。</li> <li>・一般管理費（退職手当を除く。）を一層節減する。</li> </ul>
02 臨床研究事業			
03 診療事業			
04 教育研修事業			
05 情報発信事業			
06 一般管理費			

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
07	内部統制の強化	22年度から実施	法令遵守（コンプライアンス）の観点から、監査室を設置し、内部監査を実施する。
08	業務運営の効率化等 取引関係の見直し	22年度から実施	<p>原則として一般競争入札とする。また、やむを得ず随意契約となる場合は、「随意契約見直し計画（改訂）」を踏まえた適正化を図り、その取組情報を公表する。</p> <p>なお、契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議する。</p>

## 【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 研究事業	業務運営の効率化	22年度から実施	<p>組織内の企画立案機能、調整機能、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築するために以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務部門について、効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行う。</li> <li>・業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。</li> <li>・一般管理費（退職手当を除く。）を一層節減する。</li> </ul>
02 臨床研究事業			
03 診療事業			
04 教育研修事業			
05 情報発信事業			
06 一般管理費			

## 【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
07	内部統制の強化	22年度から実施	法令遵守（コンプライアンス）の観点から、監査室を設置し、内部監査を実施する。
08	業務運営の効率化等 取引関係の見直し	22年度から実施	<p>原則として一般競争入札とする。また、やむを得ず随意契約となる場合は、「随意契約見直し計画（改訂）」を踏まえた適正化を図り、その取組情報を公表する。</p> <p>なお、契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議する。</p>

農林水産省	農業者年金基金
-------	---------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	見直し措置	実施時期	具体的内容
01 農業者年金事業（新制度）	行政事業レビュー（公開プロセス）の結果に基づく業務改善等	23年度から実施	行政事業レビュー（公開プロセス）の結果に基づき、農業者年金事業の業務の改善等を着実にを行う。
02 農業者年金事業（旧制度）	—	—	—
03 農地等の買入資金に係る債権管理（旧制度）	—	—	—

【資産・運営等の見直し】

見直し措置	実施時期	具体的内容
04 事務所等の見直し	本部事務所経費の縮減	23年度から実施 本部事務所（西新橋）について、業務内容を考慮しつつ、より効率化する形で事務所経費を縮減する。



国土交通省	水資源機構
-------	-------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 ダム・用水路等の新築・改築	実施中の事業の完了	-	水の供給量を増大させる施設の新築事業は、現在実施中の6事業の完了をもって終了する。
02 ダム・用水路等の管理	維持管理業務等の民間委託の拡大等	22年度から実施	施設の監視等のうち単純定型業務、維持・補修・更新等の工事、施設管理に係る点検業務、測量・調査・設計等の業務については、コストを検証しつつ可能なものについては民間委託の更なる拡大を図る。ダム等の施設操作・水管理に係る業務において、取水設備の操作、水質保全施設の運用、日々の気象・水象のデータの管理等のうち、安全や利害調整に直結しない業務については、コストを検証しつつ可能な部分について民間委託を行う。これらの取組について、可能なものから着実に進めるとともに、平成23年中に計画を策定し、進めていく。また、民間委託以外の形で他の主体に任せる業務について、利水者等の意見を踏まえ、検討する。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	
03 職員宿舎の見直し	職員宿舎の集約化等	22年度から実施	職員宿舎について、業務の進ちょく状況、入居状況等を勘案しながら集約化や売却を進める。
04 取引関係の見直し	一般競争入札の拡大及び一者応札の改善	22年度から実施	平成22年6月に作成した新たな「随意契約等見直し計画」等に基づき、随意契約の厳格な適用を図るとともに、公告期間等の改善、入札参加条件の緩和、発注規模の見直し、複数年契約の導入等実質的な競争性を確保するための取組を早急に進める。
05 保有資産の見直し	利益剰余金の国庫返納の早急な検討	22年度から実施	機構の利益剰余金の国庫への返還について早急に検討を行い、有効に活用する。
06 人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	本給や諸手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を図る。

